

# 復興News 陸前高田

＜第40号＞  
平成29年2月発行  
陸前高田市復興局

## ニュース② 被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限の延長等のお知らせ 《基礎支援金の申請期限が1年間延長されます》

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限が1年間延長されますのでお知らせします。併せて、被災者生活再建支援金(加算支援金)、被災者住宅再建支援事業費補助金についてもご紹介します。

### 制度の概要

#### 【基礎支援金】

被害の程度と世帯構成に応じて支給される「基礎支援金」について、**申請期限が平成30年4月10日まで延長されます。**被害状況が半壊や大規模半壊で、住宅の解体を検討されている方は、被災者支援室までご相談ください。  
(申請期限:平成29年4月10日 → **平成30年4月10日**)

住家の状況	複数世帯	単身世帯
全壊	100万円	75万円
解体	100万円	75万円
長期避難	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

#### 【加算支援金・被災者住宅再建支援事業費補助金】

「加算支援金」及び「住宅再建支援事業費補助金」は被災世帯ごとに支給されます。契約後に申請ができますので、申請がお済みでない方は、被災者支援室までご連絡ください。

なお、**加算支援金を受領すると災害公営住宅には入居できませんのでご注意ください。**

#### ■加算支援金

基礎支援金を受給した世帯が、住宅を再建(建設、購入、補修または賃貸)する場合に支給されます。

(申請期限: **平成30年4月10日**)

再建方法	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸(公営住宅以外)	50万円	37.5万円

※「建設・購入」と「補修」の併用は出来ません。

※賃貸住宅にいったん居住した後に、住宅を建設または購入する場合は、「賃貸」で受給済みの額を差し引いて支給します。

#### ■被災者住宅再建支援事業費補助金

陸前高田市内に住宅を建築又は購入し、加算支援金を受給した世帯(※)が申請できます。

(申請期限: **平成31年3月31日**)

	複数世帯	単身世帯
岩手県内で被災	200万円	150万円
岩手県外で被災	100万円	75万円

※全壊または解体で基礎支援金を受給された方に限ります。大規模半壊等の方はご相談ください。

### 申請のポイント

#### 《例1》

Q: 震災当時は、親世帯・子世帯が別々の世帯でしたが、震災後に一戸の住宅を建設して同居する場合、加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金は両世帯ともに申請できますか?

A: **申請できます。**

震災時(H23.3.11)別世帯で被災(全壊) 再建先で同居



受給できる補助金額	
・親世帯	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円
・子世帯	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円

#### 《例2》

Q: 震災当時は、親世帯・子世帯が同一の世帯でしたが、震災後に世帯を分離し、別々に住宅を建設する場合、加算支援金及び住宅再建支援事業費補助金は両世帯ともに申請できますか?

A: **一方の世帯のみが申請できます。なお、基本的には震災時の世帯主が申請者となります。**

震災時(H23.3.11)同一世帯で被災(全壊) 別々に住宅再建



受給できる補助金額	
加算支援金	200万円
住宅再建支援事業費補助金	200万円

問い合わせ先 復興局被災者支援室(内線 436・437)

## ニュース① 災害公営住宅の入居者を募集します 《10団地で合計132戸を募集 申込締切は3月3日(金)まで》

市では下記により、災害公営住宅の入居者を募集します。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している方々等を入居対象とする公的な賃貸住宅です。

### 入居募集団地

団地名・募集戸数	下和野(1戸)	水上(11戸)	西下(2戸)	柳沢前(8戸)	中田(50戸)	今泉(11戸)	長部(5戸)	田端(7戸)	大野(17戸)	脇の沢(20戸)
1DK	—	—	—	—	6戸	—	—	—	—	—
2DK	—	3戸	—	1戸	25戸	8戸	4戸	4戸	8戸	12戸
3DK	1戸	6戸	—	5戸	15戸	2戸	—	3戸	8戸	6戸
1DK車いす対応	—	—	—	—	2戸	—	—	—	—	—
2DK車いす対応	—	2戸	2戸	2戸	2戸	—	1戸	—	1戸	2戸
2DK車いす対応(ペット可)	—	—	—	—	—	1戸	—	—	—	—

1DK…単身世帯または2人世帯

2DK・3DK…制限なし。

1DK・2DK車いす対応…身体障がい者のいる世帯(車いす利用者がいる世帯優先)

2DK車いす対応(ペット可)…今現在ペットを飼育している世帯に限り、申込を受け付けます。

※応募者多数の場合は、抽選とします。

※募集期間内に入居者が決定しない場合、継続募集とします。

募集期間 **平成29年2月13日(月)から3月3日(金)まで【消印有効】**

### 入居資格

以下の(1)~(4)の条件をすべて満たしていること。

- 次の①~③のいずれかに該当する者であること。
  - 東日本大震災により住宅を失った者  
(全壊、全焼、全流失又は大規模半壊、半壊であって、解体を余儀なくされた場合)
  - 被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となった者
  - 福島原発事故による居住制限者
- 応急仮設住宅(みなし仮設住宅等を含む)などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかである者であること。
- 入居申込者および同居する者が暴力団員でないこと。
- 震災当時の世帯において、住宅再建に関する補助金(加算支援金等)を受領していないこと。

### 申込方法

次の(1)に必要な事項を記入し、(2)~(5)を添えて、受付窓口を持参または郵送により提出してください。

(※ 持参の場合、土日祝日を除きます。)

- 入居申込書(陸前高田市営住宅管理センター、市役所 建設課にて配布。または市のホームページから印刷してください。)
- 入居希望者全員の**本籍が記載された住民票の写し**(市役所 市民課発行)
- 18歳以上(高校生を除く)の方全員の**所得・課税・扶養証明書**(市役所 税務課発行)
- り災証明書**(写しでも可)
- 障がいがある方は、**障害者手帳の写し**

※ 証明書等を取付する際に身分証明書が必要となります。

**注意事項**

- 申込書に記載された内容が事実と異なる場合、または入居資格を失った場合は申し込みを無効としますので、あらかじめご承知ください。
- 入居決定後、連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です。（連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書添付）  
※ 連帯保証人の確保が困難な場合は、事前にご相談ください。

**家賃算定表**

想定される標準的家賃であり、家賃は世帯収入および団地ごとに変動します。

月額所得 (円)	想定家賃 (円)			
	1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
I-1 0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
I-2 1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
I-3 17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
I-4 34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
I-5 40,001~51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
I-6 51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
I-7 60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
I-8 69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
I-9 80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
II 104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
III 123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
IV 139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
V 158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
VI 186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
VII 214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
VIII 259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800

- ※1 市の減免基準により、申請を行うことで、( )内の金額まで減免される場合があります。  
(生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)
- ※2 上記家賃の他に、**共益費**および**駐車場使用料**が別途必要です。
- ※3 入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者などの世帯については214,000円)を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の**明渡し努力義務**が生じます。
- ※4 入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の**明渡し請求**がおこなわれます。

**標準的な間取図**

※ 実際の間取りと異なる場合があります。



**申込書受付窓口・問い合わせ先**

〒029-2203 陸前高田市竹駒町字滝の里18-1  
株式会社 寿広 陸前高田市営住宅管理センター ☎0192-53-1323  
※陸前高田市役所建設課管理係でも受付けます。☎0192-54-2111 (内線402)

**<参考1> 災害公営住宅家賃算定のしかた**

次の1~4の手順により計算することで、大まかな家賃を算出できます。

- 源泉徴収票等を利用し、**㉔年間所得額(世帯全員分)**を算出します。  
(所得課税扶養証明書を利用することで、より正確な家賃を算出できます。)
- ㉕親族控除額**を算出します。  
親族控除の内訳は、下の表のとおりで、各控除ごとに対象者の人数分控除が発生します。
- 世帯の㉔年間所得額から㉕親族控除額を引き、12で割り、**㉖月額所得額**を算出します。
- ㉖月額所得額を左ページの家賃算定表にあてはめることで、家賃を想定できます。

**【㉖月額所得額】 = (㉔年間所得額 - ㉕親族控除額) ÷ 12カ月**

※ **純損失、雑損失の繰越控除**がある方は、その方の所得から繰越分を差し引いてから、世帯員の所得を合計し、年間所得額を算出してください。

**【㉔：年間所得額の算出】**

	①給与所得額	②年金所得額	③事業等所得額	年間所得額合計
申込者本人				
同居親族1				
同居親族2				
同居親族3				
合計				㉔

- ※ ①欄には給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額を記入してください。  
※ ②欄には公的年金等源泉徴収票の「支払金額」を確認し、下表を用い、算出の上、記入してください。  
※ ③欄には事業等収入額から必要経費等を引いた金額を記入してください。  
※ 同居親族が4人以上の場合は適宜、欄を追加してください。

**<<年金収入の年間所得算出表>>**

65歳未満の場合		65歳以上の場合	
年金支払金額	②年金所得額計算	年金支払金額	②年金所得額計算
700千円未満	0円	1,200千円未満	0円
700千円~1,300千円未満	年金支払金額 - 700,000円	1,200千円~3,300千円未満	年金支払金額 - 1,200,000円
1,300千円~4,100千円未満	年金支払金額 × 0.75 - 375,000円	3,300千円~4,100千円未満	年金支払金額 × 0.75 - 375,000円
4,100千円~7,700千円未満	年金支払金額 × 0.85 - 785,000円	4,100千円~7,700千円未満	年金支払金額 × 0.85 - 785,000円
7,700千円~	年金支払金額 × 0.95 - 1,555,000円	7,700千円~	年金支払金額 × 0.95 - 1,555,000円

**【㉕：親族控除額の算出】**

控除の種類	内 容	控除額計算
①親族控除	本人を除く同居親族および遠隔地扶養親族	38万円 × 人
②特定扶養親族控除	本人および親族控除を受ける者のうち、16歳以上23歳未満の者	25万円 × 人
③老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	10万円 × 人
④特別障害者控除	本人および親族控除を受ける者のうち、重度の障がいのある者 (身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A級)	40万円 × 人
⑤障害者控除	親族控除を受ける者のうち、障害者手帳の交付がされている者(③を除く) (身体障害者手帳3~6級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B級等)	27万円 × 人
⑥寡婦(夫)控除	所得税法上寡婦または寡夫控除を受けている者	27万円 × 人
<b>親族控除額合計⑤</b>		<b>㉕ 万円</b>

**<参考2> 家賃計算例**

**【例1】 4人世帯で3DKの場合**

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	45	会社員	(給与)3,200,000円	2,060,000円
妻	44	パート	(給与)960,000円	310,000円
子(身障3級)	17	高校生	0円	0円
子	14	中学生	0円	0円
合計			4,160,000円	㉔ 2,370,000円

㉔年間所得額 237万円 - ㉕親族控除額 166万円※  
÷ 12カ月 = ㉖月額所得額 **59,166円**  
⇒家賃算定表で「I-6」家賃となります。  
(3DK欄の**月額19,500円**)

※ 同居者控除38万円 × 3人 + 特定扶養親族控除  
25万円 × 1人 + 障害者控除27万円 × 1人

**【例2】 2人世帯で2DKの場合(年金収入のみ)**

続柄	年齢	職業	年間収入額	年間所得額
本人	67	無職	(年金)1,850,000円	650,000円
妻	64	無職	(年金)750,000円	50,000円
合計			2,600,000円	㉔ 700,000円

㉔年間所得 70万円 - ㉕親族控除額 38万円※  
÷ 12カ月 = ㉖月額所得額 **26,666円**  
⇒家賃算定表で「I-3」家賃となります。  
(2DK欄の**月額11,200円**)

※ 同居者控除38万円 × 1人